

佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業費補助金交付要綱

制定 令和3年3月31日畜第4886号

最終改正 令和6年3月31日畜第3643号

（趣 旨）

第1条 知事は、繁殖雌牛の遺伝的能力（枝肉形質のゲノム育種価）を把握することによって、優良雌牛の保留や能力に応じた計画交配の実施など和牛改良の促進に資するため、農業協同組合（以下「補助事業者」という）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（交付の対象経費及び補助率）

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率
畜産農家及び農業協同組合が繁殖雌牛の遺伝的能力を把握するため、一般社団法人家畜改良事業団に肉用牛ゲノム育種価（枝肉形質）の評価を依頼するのに要する経費。	補助対象経費の1/2以内。 ただし、評価1頭あたり5,250円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、事業主体の変更及び事業費の20%を超える増減以外の変更については、この限りではない。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後、5年間保管すること。
 - (6) 補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条例又は法令に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、**様式第2号**のとおりとする。

(実績報告)

第5条 規則第12条に規定する実績報告書は、**様式第3号**のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日を経過した日、又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 第3条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第3条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、**様式第4号**により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には、概算払で交付することができる。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は**様式第5号（精算払）**及び**第6号（概算払）**のとおりとする。

(事業実施)

第7条 事業の実施について必要な事項については、別に定めるものとする。

(その他)

第8条 県は、この要綱に定めるもののほか、事業の遂行状況、実施状況及び実績について、必要に応じて、農協等に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

附則

この要綱は令和３年度分の補助金から適用する。

附則（令和６年３月３１日付け畜第３６４３号佐賀県農林水産部長通知）

この要綱の改正は、令和６年度分の補助金から適用する。

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和 年度佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業を実施したので、令和 年度佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類：様式 1－1

(様式 1 - 1)

1 事業の目的 (又は成果)

2 事業の実施計画 (又は実績)

評価 頭数	事業費	対象経費	負担区分		備考
			県費 補助金	その他	
頭	円	円	円	円	

(注 1) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計の欄の備考欄に合計額「除税額〇〇〇円 うち県費〇〇〇円」を記入すること。

(注 2) 事業費については、消費税額及び地方消費税額を含む金額を記入すること。

3 事業の効果

4 事業完了 (予定) 年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
1 県費補助金	円	円	円	円	
2 その他					
計					

（２）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
佐賀県肉用牛ゲ ノム育種価評価 推進事業費	円	円	円	円	

6 添付書類

（交付申請時）

（実績報告時）一般社団法人家畜改良事業団が発行する請求書及び納品書（写）

(様式第2号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和 年度佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け畜第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業費補助金について、下記に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注1） 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。

（注2） 「変更の内容」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前と変更後の事業内容及び経費の配分を比較できるよう、変更に係る部分についてのみ、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和 年度佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け畜第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業については、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類：様式 1－1

(注) 補助金交付申請書の様式に準じて記載すること。

(様式第 4 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け畜第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度
佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業費補助金について、佐賀県肉用牛ゲノム育種価評
価支援事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 佐賀県補助金等交付規則第 13 条に基づく
補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け畜第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに
係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 補助事業者別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(様式第 5 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和 年度佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け畜第 号により額の確定の通知があった令和 年度佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額 金 円

(注) 精算払の場合の様式

振込先

- ① 金融機関：
- ② 口座種目：
- ③ 口座番号：
- ④ 口座名：

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者住所
氏名

令和 年度佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け畜第 号により交付決定の通知があった令和 年度佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額 金 円

内訳 交付決定済額 金 円

交付済額 金 円

今回請求額 金 円

(注) 1 概算払の場合の様式

2 様式 6-1 を添付すること

振込先

⑤ 金融機関 :

⑥ 口座種目 :

⑦ 口座番号 :

⑧ 口座名 :

年度佐賀県肉用牛ゲノム育種価評価支援事業費補助金請求一覧表

交付決定額 (県補助金) (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A－ (B+C))	事業完了予 定年月日	備考
円	円	円	円		